

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 6 月 1 1 日

さいたま地方裁判所川越支部

裁判所書記官 清 水 智 彦

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 7 月 3 日から 令和 7 年 7 月 1 0 日 午後 5 時 0 0 分まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7 年 7 月 1 7 日 午前 1 0 時 0 0 分 さいたま地方裁判所川越支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7 年 7 月 3 1 日 午前 1 0 時 0 0 分 さいたま地方裁判所川越支部
特別売却 実施期間	令和 7 年 7 月 2 2 日 午前 1 0 時 0 0 分から 令和 7 年 7 月 2 5 日 午後 4 時 0 0 分まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 3 3 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 物件所在地を管轄する農業委員会の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 6 月 1 1 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 6 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	1, 800, 000 1, 440, 000	一括	360, 000	35, 470	11, 130
1	1, 400, 000				
2	400, 000				
			</		



物 件 目 録

1 所 在 川越市砂新田四丁目

地 番 1番13

地 目 宅地

地 積 78.21平方メートル

持分2分の1

2 所 在 川越市砂新田四丁目 1番地13、1番地12

家屋 番号 1番13

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺平家建

床 面 積 40.16平方メートル

持分2分の1



物 件 明 細 書

令和 7 年 4 月 30 日

さいたま地方裁判所川越支部

裁判所書記官 清 水 智 彦

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

売却対象外の共有持分を有する B が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

- ・ 隣地（地番 1 番 4 9、同 4 8、同 1 2）との境界が不明確である。
- ・ 本件土地の一部は、売却対象外の土地への通行のため利用されている。
- ・ 売却対象外の土地（地番 1 番 1 1）を通行のため利用している。

【物件番号 2】

- ・ 本件建物の一部が隣地（1 番 1 2）にはみ出している可能性がある。
- ・ 本件建物のために、その敷地（地番 1 番 1 2、所有者 C）につき使用借権が存する。買受人は、敷地利用権の設定を要する。
- ・ 本件建物の上下水道の配管は、北西側件外建物の配管から引き込んでいる可能性がある。

【物件番号 1, 2】

本件建物・土地は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異



なる判断がなされる可能性もあります）。

- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。（このほか、B I Tのお知らせメニューにも掲載されています。）



物 件 目 録

1 所 在 川越市砂新田四丁目

地 番 1 番 1 3

地 目 宅地

地 積 7 8 . 2 1 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

2 所 在 川越市砂新田四丁目 1 番地 1 3、1 番地 1 2

家屋 番号 1 番 1 3

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺平家建

床 面 積 4 0 . 1 6 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1



11

令和6年(ヌ)第62号
令和6年11月20日受理
令和7年1月16日提出

現況調査報告書

さいたま地方裁判所川越支部

執行官 岡田 文 男

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 川越市砂新田四丁目
地 番 1 番 1 3
地 目 宅地
地 積 7 8 . 2 1 平方メートル
共有者 A 持分 2 分の 1

2 所 在 川越市砂新田四丁目 1 番地 1 3、1 番地 1 2
家屋 番号 1 番 1 3
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺平家建
床 面 積 4 0 . 1 6 平方メートル
共有者 A 持分 2 分の 1



不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	(住居表示未実施)			
土地	物件 1			
現況地目	☒ 宅地(物件 1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)			
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☒ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)			
その他の事項	1 上記「その他の者」とは売却外の共有持分権者Bである。 2 別紙「その他の事項」に記載のとおり			
建物	物件 2			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:			
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積:			
占有者及び占有状況	☐ 建物所有者 ☒ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地(目的外土地)	☐ ない ☒ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)			
その他の事項	1 上記「その他の者」とは売却外の共有持分権者Bである。 2 別紙「その他の事項」に記載のとおり			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日			
土地建物の位置関係	☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

目的外土地の概況 (物件 2 関係)			
所 在	川越市砂新田四丁目		
地 番	1 番 1 2		
地 目	■宅地 □山林 □雑種地 □畑 □田 □		
地 積	6 5 . 7 6 平方メートル (□全部 □約 平方メートル ■不明)		
所 有 者	□建物所有者 ■その他の者 (C)		
そ の 他 の 事 項			
■関係人(□ (建物所有者) ■B(売却外の共有持分権者))の陳述/□提示文書()の要旨			
占 有 権 原	□所有権 □地上権 □賃借権 ■使用借権 □		
占 有 開 始 時 期	平成14年11月15日		
最 初 の 契 約 日	年 月 日		
契 約 等 期 間	年 月 日から □ 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし		
更 新 の 種 別	□合意更新 □自動更新 □法定更新		
現 在 の 契 約 等 期 間	年 月 日から □平成 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし		
契 約 等 貸 主	■土地所有者 □その他の者 ()		
当 事 者 借 主	■建物所有者 □その他の者 ()		
地 代 ・ 支 払 時 期 等	毎 金 円 (毎 限り 分支払)		
地 代 前 払	□ない □ある (金 円 分まで)		
敷 金 ・ 保 証 金	□ない □ある (□敷金 円 □保証金 円)		
特 約 等			
地 代 滞 納	□ない □ある (平成 年 月 日現在 金 円)		
契 約 解 除	□ない □ある ()		
訴 訟 提 起 等	□ない □ある [地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 □係属中 □終局 ()		
そ の 他			
執 行 官 の 意 見	■上記のとおり □「執行官の意見」のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■本件土地について

- 1 川越市所有の102番1の公衆用道路に出るため、1番11の民有地を使用している。なお、同土地(1番11)の持分4分の1を債務者が有している。
- 2 本件土地は1番49、1番48及び1番12の各目的外土地と一体となっており、境界は不明確である。
- 3 物件1土地上に、Bが所有するカーポート(土地建物位置関係図で「カーポート(1)」と表示したもの)がある。
- 4 公道に出るため、Cが本件土地の一部を使用している。

■本件建物について

本件建物の一部が、1番12の目的外土地にはみ出ていると思われる。ただし、境界等が不明確であるため、詳細については測量等を要するものと思料される。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■B(売却外の共有持分権者)	1 本件建物は私が子供とともに、住居として使用しています。 2 本件建物にA(債務者)は居住していません。建物内にAの動産はありません。 3 私とAは、4年位前に離婚しました。 4 私が本件建物の全部を使用することについて、Aとの間に契約関係や金銭の授受はありません。 5 本件建物について、雨漏りや傾きなどの不具合はありません。 6 物件1土地と1番49、1番48及び1番12の各目的外土地は一体となっています。これらの土地及び家屋番号1番12の目的外建物の所有者CはAの親族です。 7 Cが公道に出るために、物件1土地の一部を利用することについて、親族であり、特に取り決め等はありません。 8 Cは現在施設に入所しています。 9 物件1土地上にあるカーポート(土地建物位置関係図で「カーポート(1)」と表示したもの)は私が設置したものです。なお、1番49の目的外土地上にあるカーポート(土地建物位置関係図で「カーポート(2)」と表示したもの)も私が設置したものです。 11 物件2の建物の一部が1番12の目的外土地にはみ出ているかもしれないのですが、よくわかりません。親族であり、問題になったことはありません。 以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 目的物件の占有関係については、現況及び関係人の陳述から本報告書記載のとおり認めた。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

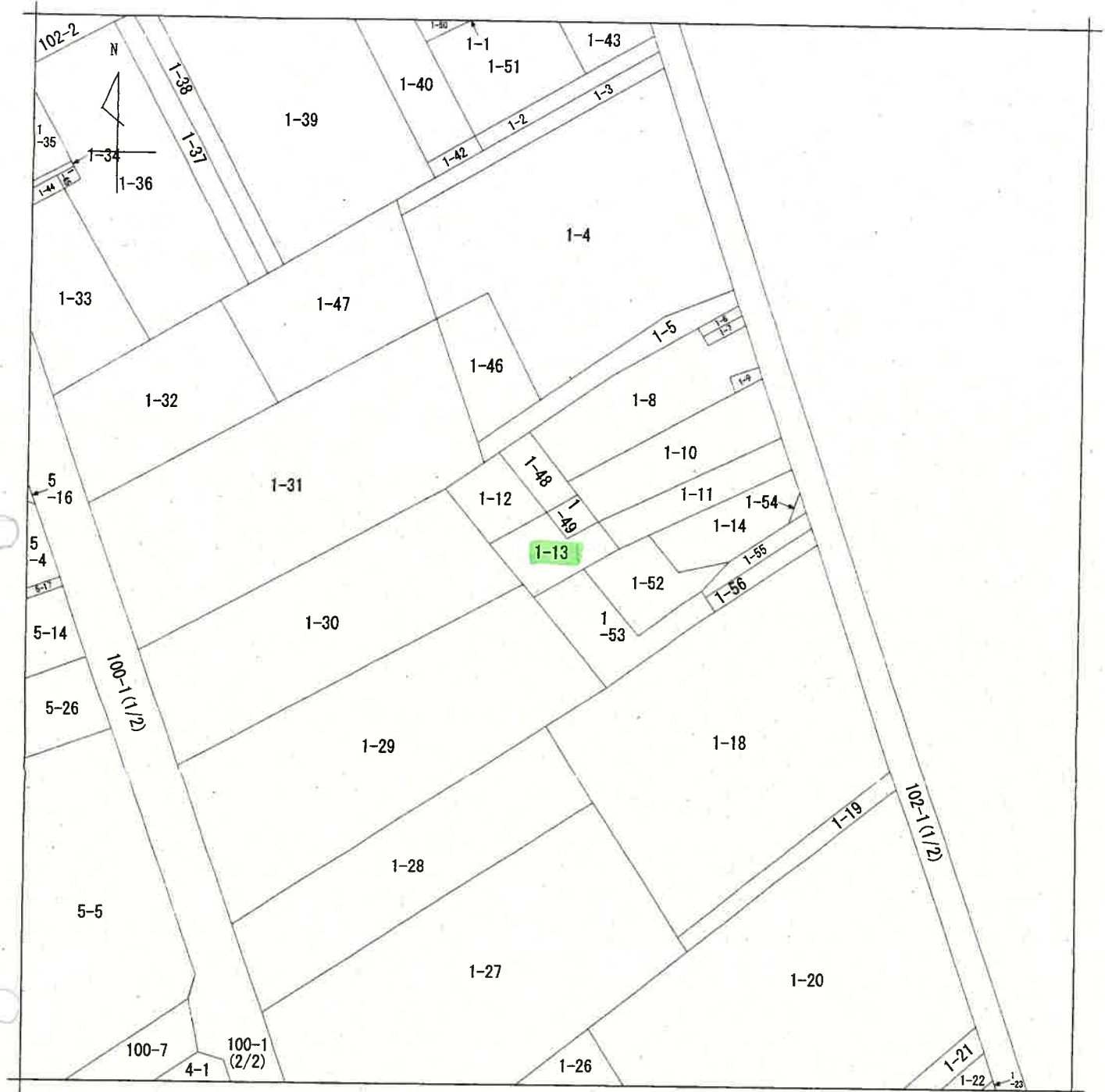
調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6年11月27日 (水) 11:40-12:00	目的物件所在地	目的物件特定, 不在連絡メモをポストに投函
6年12月4日 (水) 12:30-12:45	目的物件所在地	占有調査, 不在連絡メモをポストに投函
6年12月13日 (金) 13:10-13:25	目的物件所在地	占有調査, Bから聴取
7年1月7日 (火) 15:25-15:40	さいたま地方法務局川 越支局	接道等について調査
7年1月9日 (木) 12:45-13:10	目的物件所在地	B立ち会いの上調査, 写真撮影, 評価人同行
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		

(特記事項)

- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。
- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。
- ☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。
- ☐

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出	砂新田 4丁目
--------	------------

請求部	所在	川越市砂新田四丁目				地番	1番13			
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系 番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	昭和51年5月1日				備付年月日 (原図)		補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(さいたま地方務局川越支局管轄)

令和6年9月26日

東京法務局品川出張所

地図整理番号：M82107

登記官

(1/1)

(7 枚目)

A3判をA4判に縮小

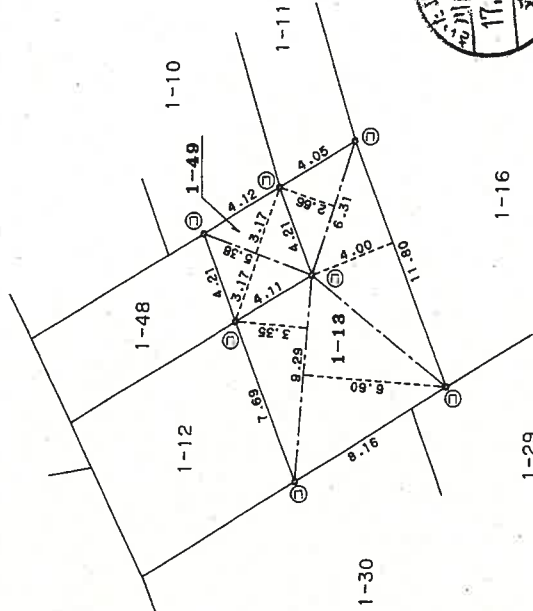
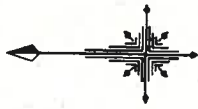
登記年月日：平成17年11月25日

4013662

地積測量図

地番 1-13.-49

土地の所在 川越市砂新田四丁目



地番	1-13	底辺	高さ	倍面積
		6.31	2.66	16.7846
		11.80	4.00	47.2000
		9.29	6.60	61.3140
		9.29	3.35	31.1215
		合計		156.4201
		合計面積		78.21005
				m ²

地番	1-49	底辺	高さ	倍面積
		5.38	3.17	17.0546
		5.38	3.17	17.0546
		合計		34.1092
		合計面積		17.05460
				m ²

凡例	記号	境界線の種類	記号	境界線の種類	記号	境界線の種類	記号	境界線の種類
①	石	杭	②	コンクリート杭	③	プラスチック杭	④	金属プレート
⑤	金	属板	⑥	金	属板	⑦	金	属板
⑧	金	属板	⑨	金	属板	⑩	金	属板

作製者

平成17年11月17日作製

申請人

縮尺 1/250

(埼玉土地家屋調査士会印)

A3判をA4判に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(さいたま地方自治会川越支局管轄)
令和6年9月26日 東京法務局品川出張所

登記官

(8枚目)

地図整理番号：M82108

登記年月日：平成14年12月3日

4510716

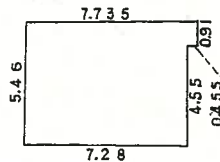
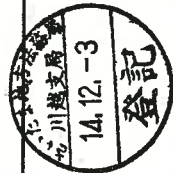
各 階 平 面 図

1 番 1 3

建 物 階 平 面 図

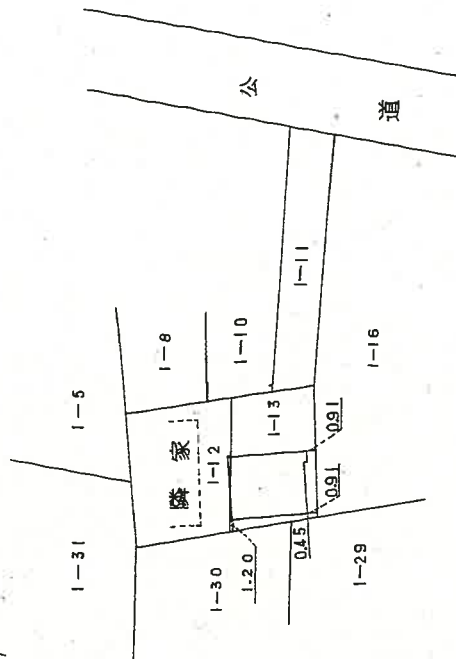
家 屋 番 号

建物の所在
川 越 市 砂 新 田 4 丁 目 1 番 地 1 3 ・ 1 番 地 1 2



床 面 積

$$\begin{array}{r} 7.28 \times 5.46 = 39.7488 \\ 0.91 \times 0.455 = 0.41405 \\ \hline \text{合 計} \quad 40.16285 \end{array}$$



単位平方米

作 製 者

縮 尺 1/250

申 請 人

縮 尺 1/500

(増玉土)

土 士 会 用 紙

A3判をA4判に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(さいたま地方裁判所川越支部管轄)

令和 6 年 9 月 26 日

東京法務局品川出張所

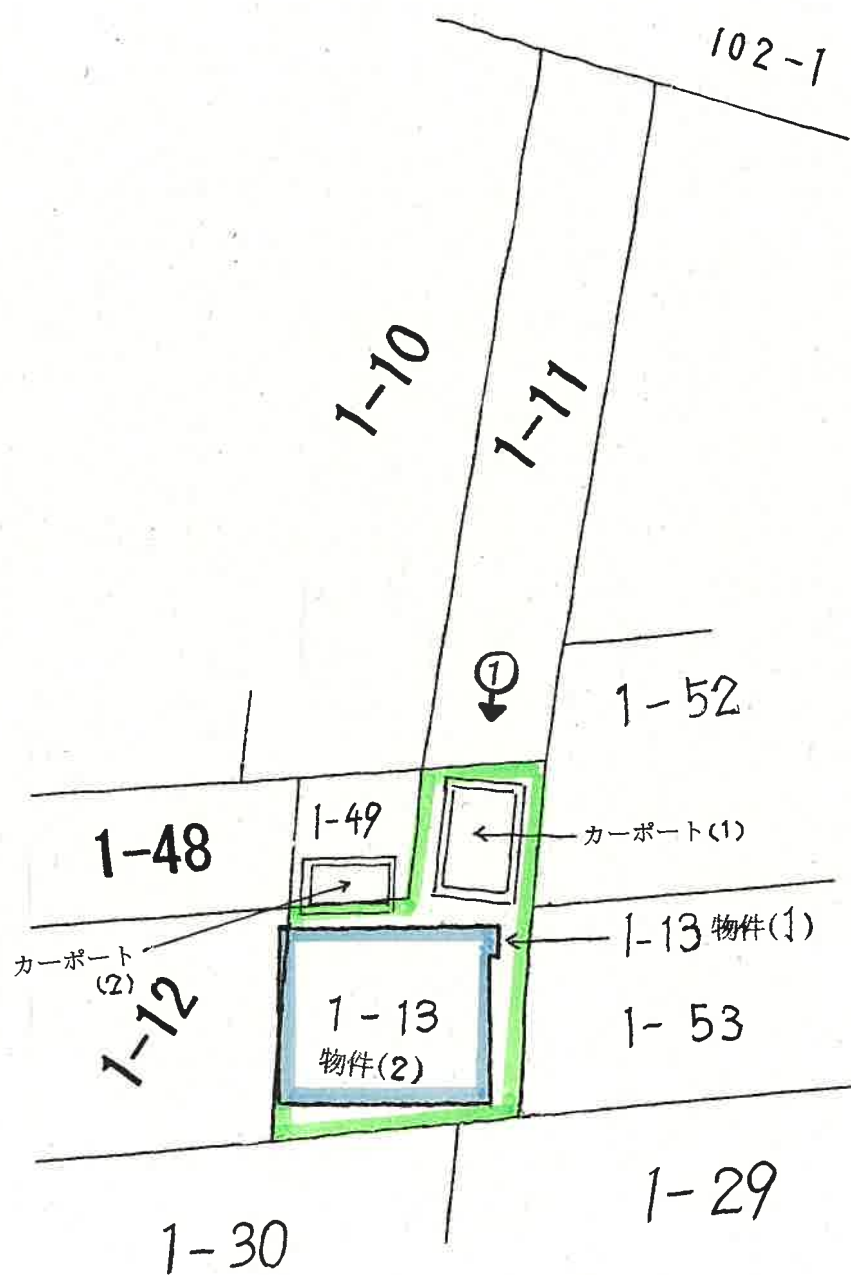
登記官

(9 枚目)

地図整理番号：M82109

土地建物位置関係図

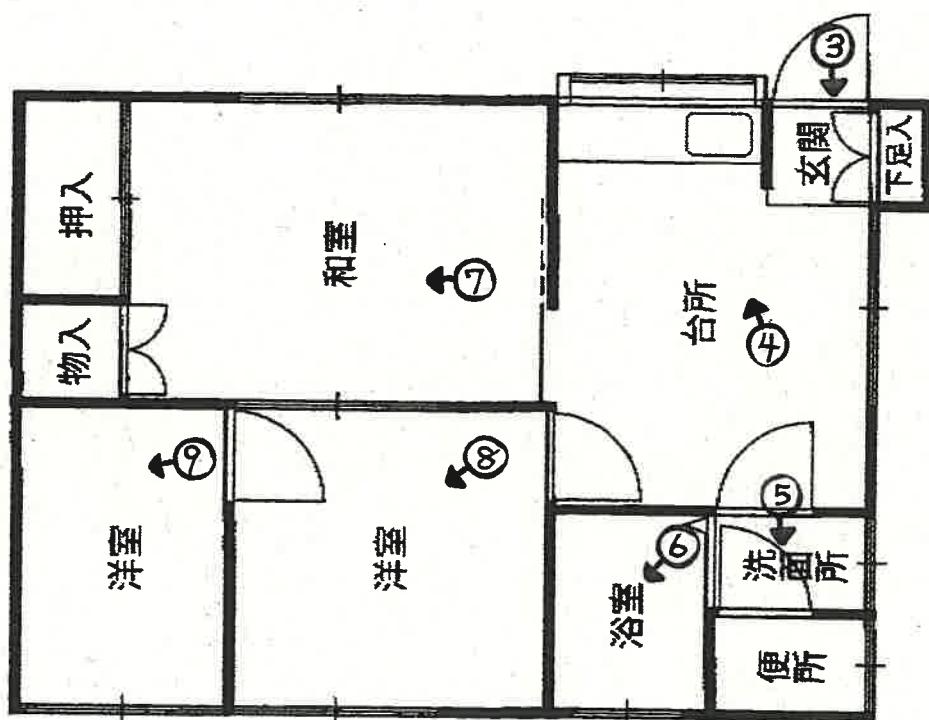
(写真撮影位置 ①)



(10 枚目) ②

建物見取図

(写真位置○→)





①



物件(2)

②



③



④



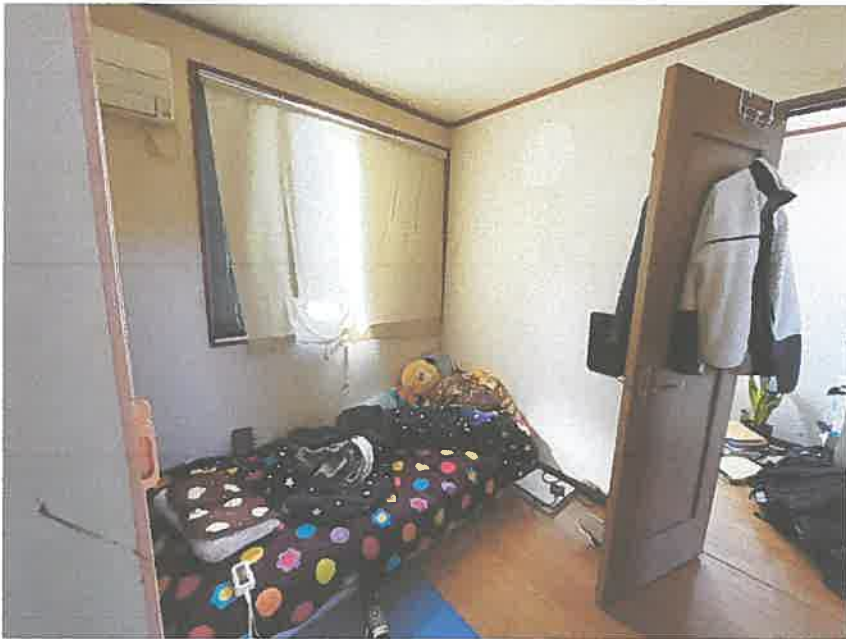
⑤



⑥



⑦



⑧



⑨

令和 6 年 (ヌ) 第 62 号

令和 7 年 1 月 9 日 現地調査

令和 7 年 1 月 28 日 評 価

さいたま地方裁判所 川越支部

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

山 口 和 範

物 件 目 録

1 所 在 川越市砂新田四丁目

地 番 1 番 1 3

地 目 宅地

地 積 7 8 . 2 1 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

2 所 在 川越市砂新田四丁目 1 番地 1 3、1 番地 1 2

家屋 番号 1 番 1 3

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺平家建

床 面 積 4 0 . 1 6 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1



第1 評 価 額

一 括 価 格	
金 1,800,000 円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 1,400,000 円
物件2（建物）	金 400,000 円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した持分価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物の持分価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	別紙物件目録記載のとおり	
番号	特記事項		
	なし		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じである。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	東武東上線「新河岸」駅の南西方約 650m（道路距離）	
付 近 の 状 況	一般住宅、アパート等のほか、周辺に畑も見られる住宅地域	
主な公法上の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない 一般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種中高層住居専用地域、一部第1種住居地域 60% 200% なし —
画 地 条 件	地 積 形 状 地 勢 日 照	78.21 m ² 袋地 平坦 普通
接面道路の状況	北東 4m 未舗装私道（建築基準法上の道路ではない） 等高接面	
土地の利用状況等	物件1と北西側件外土地（1番12）の一部は、物件2の敷地となっている。	
供給処理施設	上 水 道：あり ガス配管：なし 下 水 道：あり ※敷地内までの引込がある場合は「あり」、引込がない場合は「なし」としている。	
特 記 事 項	○物件1は北東側件外土地（1番11／債務者の持分あり）を介して7m舗装市道（46号線）に接続。 ○物件2の上下水道との接続状況について、川越市上下水道局の公的資料では確認できなかったが、建物共有者によると北西側件外建物の配管から引き込んでいる模様。 ○水害リスク（0.5m未満）	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐用 年数	建築年月日（登記記載）：平成14年11月15日新築 経過年数：約22年 経済的残存耐用年数：約8年
仕 様	構 造：木造 屋 根：瓦葺 外 壁：モルタル塗り 内 壁：ビニールクロス貼り、繊維壁 天 井：ビニールクロス貼り、敷目張 床：フローリング、畳 設 備：電気設備、給排水衛生設備等 その他：－ ※アスベストの存否は不明
床面積（現況）	前記第3目的物件欄のとおり
現況用途等	前記第3目的物件欄のとおり
品 等	使用資材：普通 施 工：普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特 記 事 項	○北側部分が一部隣地に越境。 ○洗面所のドアの取っ手がない。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格（円／㎡）	個別格差	地積（㎡）	建付減価	建付地価格（円）
	ア	イ	ウ	エ	ア×イ×ウ×エ
1	185,000	0.44	78.21	1.00	6,370,000

※ 計算表における計算結果である総額（円）については、原則として万円未満を四捨五入とし、総額が万円未満の場合は、千円未満を四捨五入とする（以下同じ）。

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

県基準地 川越（県）－6

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\
 176,000 \text{ 円／㎡} & \times & \frac{102}{100} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{97} & \div & 185,000 \text{ 円／㎡}
 \end{array}$$

◇ 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : なし

◇ 地域格差 : 交通・接近条件等を考慮した。

イ 個別格差 : 環境（供給処理施設問題、水害リスク）、画地（地積過小、形状、無道路地）条件等を考慮した。

エ 建付減価 : なし

② 物件 2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積(㎡)	現価率	建物価格 (円)
	ア	イ	ウ	ア×イ×ウ
2	150,000	40.16	0.21	1,270,000

ウ 現価率

経過年数 22年 経済的残存耐用年数 8年
観察減価率 (中古建物の市場性等も考慮) 20%

$$\begin{aligned} \text{現価率} &= \frac{\text{経済的残存耐用年数 } 8\text{年}}{(\text{経過年数 } 22\text{年} + \text{経済的残存耐用年数 } 8\text{年})} \\ &\times (1 - 0.20) \div 0.21 \end{aligned}$$

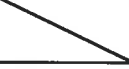
2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格（円）	土地利用権等割合		土地利用権等価格（円）
	ア	イ		ア×イ
1	6,370,000	0.10	場所的利益	640,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 （円）	土地利用権等価格の 控除及び加算（円）	占有減価 修正	持分	市場性 修正	競売市場 修正	評価額（円）
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	(ア±イ)×ウ×エ×オ×カ
1	6,370,000	－ 640,000		$\frac{1}{2}$	0.70	0.7	1,400,000
2	1,270,000	＋ 640,000	1.0	$\frac{1}{2}$	0.60	0.7	400,000
一 括 価 格 （ 合 計 ）							1,800,000

ウ 占有減価修正： なし

エ 持分： 登記記載による。

オ 市場性修正： 不完全な所有権の売却（共有持分）、隣接件外土地へのはみ出し

カ 競売市場修正： 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

県基準地の標準価格【 川越（県）－6 】

所 在 : 砂新田2丁目19番21外
価 格 : 176,000 円／㎡
位 置 : 東武東上線「新河岸」駅約900m（道路距離）
価 格 時 点 : 令和6年7月1日
地 積 : 177 ㎡
供給処理施設 : 水道、ガス、下水
接 面 街 路 : 南西 6m 市道
用途指定等 : 第1種中高層住居専用地域（建蔽率60%、容積率200%）
地域の概要 : 住宅、アパート等が多い区画整然とした住宅地域

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 周辺概況図（正本のみ）
- 3 公図写
- 4 地積測量図
- 5 建物図面
- 6 建物間取図
- 7 現況写真（正本のみ）

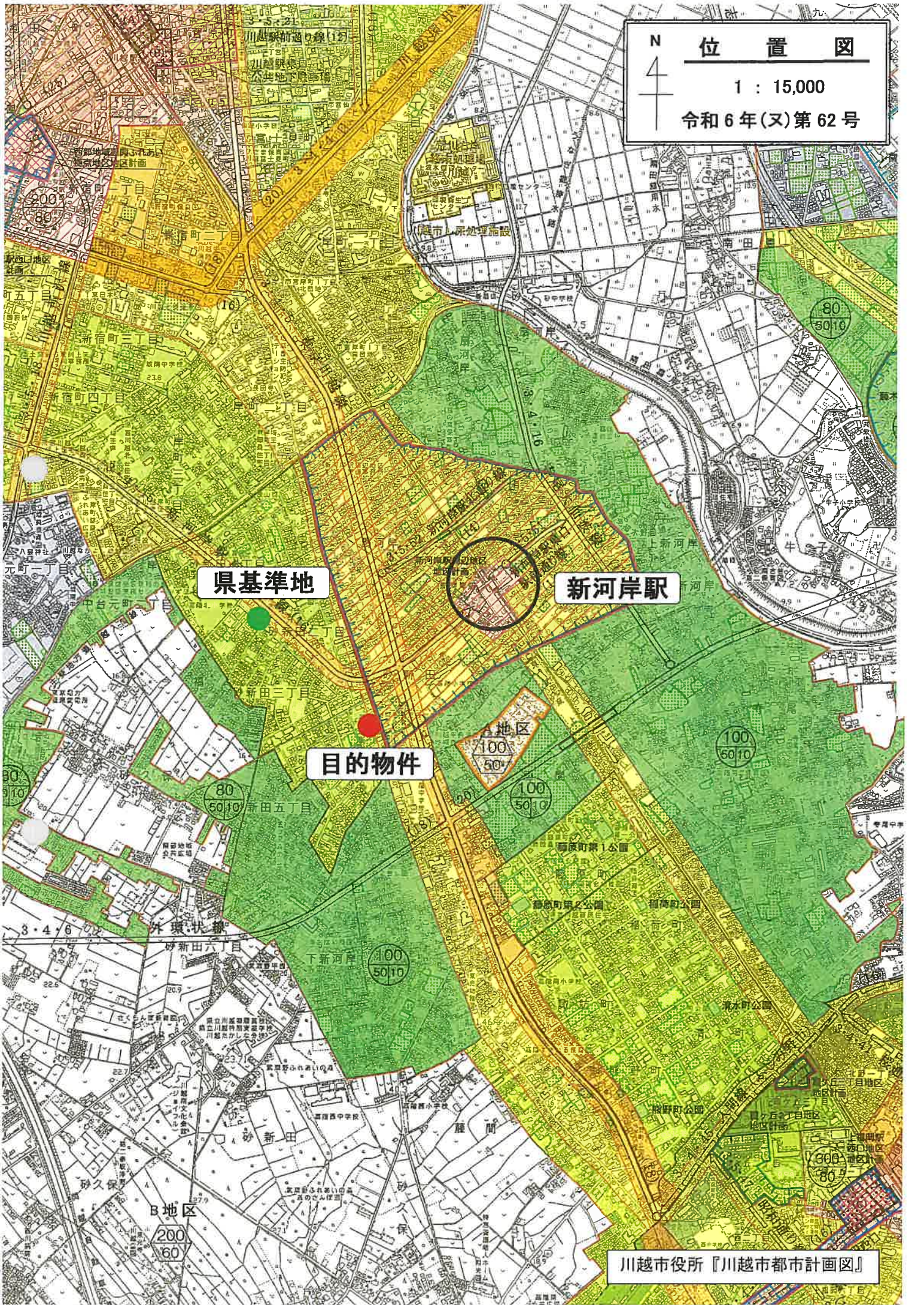
以 上

位置図

N
4

1 : 15,000

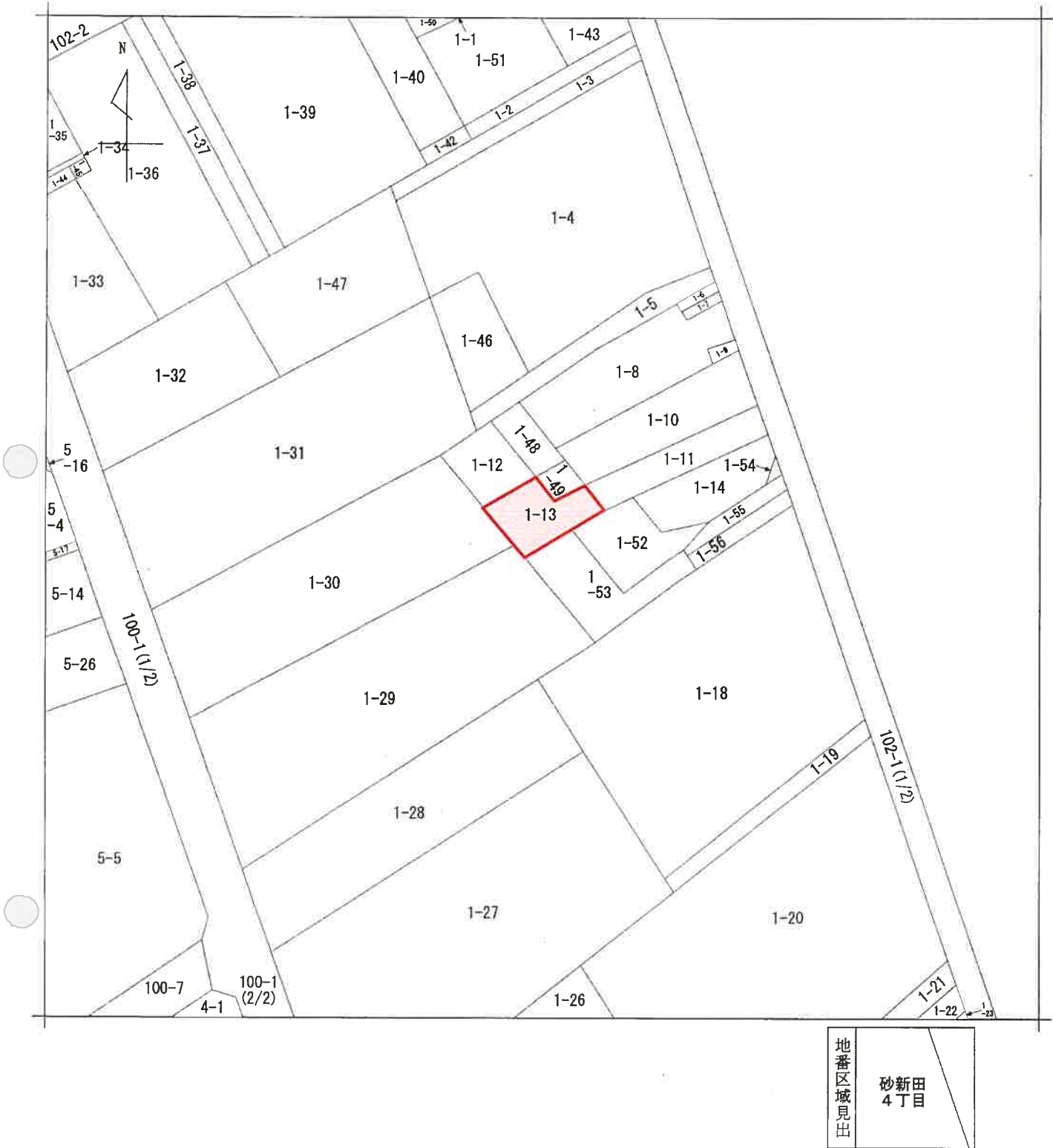
令和6年(又)第62号



県基準地

新河岸駅

目的物件



請 求 部 分	所 在	川越市砂新田四丁目				地 番	1番13			
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分		座 標 系 番 号 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日	昭和51年5月1日			備 付 年 月 日 (原 図)		補 記 事 項				

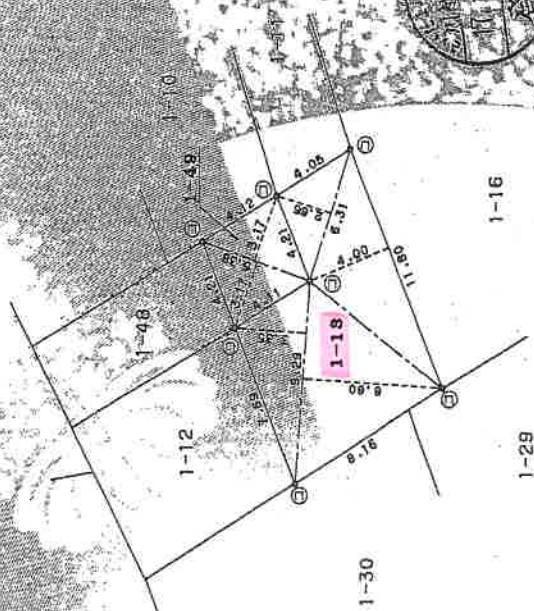
登記年月日：平成17年11月25日

4013662

地積測量図

地番 1-13, 49

所在地 川崎市砂新田四丁目



地番	1-13	高さ	倍面積
底辺	2.66		16.7886
	11.80	4.00	47.2000
	9.29	6.80	61.8130
	9.29	8.35	77.1615
合計			156.4201
合計面積			78.21005 m ²

地番	1-49	高さ	倍面積
底辺	3.17		17.0546
	5.38	3.17	17.0546
合計			34.1092
合計面積			17.05460 m ²

凡例	境界線の種類	記号	境界線の種類	記号	境界線の種類	記号
①	石	②	金属杭	③	金属杭	④
⑤	コンクリート杭	⑥	金属杭	⑦	金属杭	⑧
⑨	アスファルト杭	⑩	金属杭	⑪	金属杭	⑫

作製者

申請人

縮尺 1/250

(埼玉土地家屋調査士会印)

これは図面に記載されている内容を証明する図面である。
(さいたま市地方事務局川越支局管轄)
令和6年9月26日 東京法務局品川出張所 登記官

A3をA4に縮小

図整理番号：M82108

登記年月日：平成14年12月31日

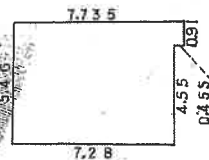
4510716

各階平面図

建物各階平面図

家庭番号 1番13

建物所在地 川崎市砂町4丁目1番地13・1番地12



床面積

$7.28 \times 5.46 = 39.7488$
 $0.91 \times 4.55 = 0.41405$
合計 40.16285

単位：平方メートル

作製者

申請人

縮尺

縮尺 1/500

これは図面に記録されている内容が正確なものであることを保証する。
（さいたま市）地方自治局川越支局管理
令和6年9月26日 東京法務局品川支局

登記官

図面整理番号：M82109

A3をA4に縮小

建 物 間 取 図

令和 6 年（又）第 62 号

